

## 公益財団法人市川市文化振興財団の役員等の報酬等及び 費用の支給の基準に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 1 3 号並びに公益財団法人市川市文化振興財団定款第 1 3 条及び第 2 7 条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用の支給の基準を定めることにより、その妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員 役員のうち、公益財団法人市川市文化振興財団（以下「当財団」という。）を主たる勤務場所とし、当財団の職員と同等の勤務形態の理事をいう。
- (4) 非常勤役員 役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 3 号に規定する報酬等をいう。
- (6) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料をいう。

(本条中改正 [平 23・9・14, 令和 2・3・19])

(報酬等の支給)

第 3 条 当財団は、役員等の職務の遂行の対価として報酬等を支給することができる。

2 常勤役員には、次の各号に定める報酬額を支給し、常勤役員を除く役員等には別表第 1 で定める報酬額を支給する

- (1) 常勤役員の定例報酬月額は、500,000円を超えない範囲で、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。
- (2) 常勤役員の期末手当は、公益財団法人市川市文化振興財団職員の給与に関する規則（以下「給与規則」という。）第 2 1 条第 2 項及び第 2 4 条第 3 項第 1 号の規定中「職員」を「常勤役員」に、「給料」は「報酬月額」に、また第 2 4 条第 3 項第 1 号においては「勤勉手当」を「期末手当」にそれぞれ読み替えて支給するものとする。

3 前項に定めるもののほか、当財団から役員等に対して講師又は原稿の執筆を依頼した場合は、講師謝金又は執筆謝金を支給することができる。

4 役員等には、退職金その他それに類する金銭は支給しない。

- 5 理事が当財団の使用人を兼ねる場合は、その使用人に支払われる給与等のほかに、報酬等は支給しない。

(本条中改正 [平 24・3・16、平 26・12・20、平 28・12・9])

(報酬等の支給方法等)

第 4 条 常勤役員の報酬等の支給方法等については、給与規則第 6 条及び公益財団法人市川市文化振興財団の給与に関する規程第 3 条の規定中「給料」を「報酬等」に、給与規則第 25 条及び第 26 条の規定中「給与」を「報酬等」にそれぞれ読み替えて適用する。

- 2 非常勤の役員等の報酬の支給方法は、理事長の定める方法によるものとする。

(本条中改正 [平 26・12・20])

(費用)

第 5 条 当財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、役員等からの請求に基づき、これを遅滞なく支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担する費用のうち、前払いを要する費用については、これを前払いにより支払うことができる。

- 3 当財団は、常勤役員に対し通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、給与規則第 12 条を適用する。

(旅費)

第 6 条 当財団は、役員等が職務により出張した場合は、当該役員に対し旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の種類、支給条件、支給方法等は、別に定める職員を対象とする旅費支給規程の規程中「職員」を「役員等」と読み替えて適用する。ただし、車賃、日当、宿泊料の定額は、別表第 2 に定めるところによる。

(公表)

第 7 条 当財団は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に規定する報酬等の支給の基準とし、同条第 2 項の規定に基づきこれを公表するものとする。

(規則の改正)

第 8 条 この規則の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第 9 条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、当財団の設立の登記の日から施行する。

(役員報酬等支給規則の廃止)

2 財団法人市川市文化振興財団役員報酬等支給規則(昭和60年5月15日施行)は、廃止する。

(平成22年9月7日理事会議決)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、評議員会で議決の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定(常勤役員の月額及び期末手当支給割合を改める部分に限る)は、平成23年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定により算定される常勤役員の報酬及び期末手当の額を超えて改正前の別表第1の規定により、平成23年4月1日からこの規則の施行の日までの間に既に支給した常勤役員の報酬及び期末手当の額については、同日後に支給する平成23年度内の報酬の額から減ずるものとする。

(平成23年9月14日評議員会決議)

附 則

(施行期日)

1 この規則は評議員会で議決の日から施行する。ただし、第3条第2項の各号は平成23年12月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第2項の各号が適用される役員の平成23年12月1日から平成24年3月末日の間に支給する報酬及び期末手当は、各号に定める上限の額とし、改正前の規定により平成23年12月1日以降に支給した報酬及び期末手当の額と改正後の規定により同期間に支給すべき報酬及び期末手当の額との差額は、施行日以降に支給する平成23年度内の報酬の額から減ずるものとする。

(平成24年3月16日評議員会決議)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、評議員会の議決の日から施行する。ただし、第3条第2項は平成26年10月1日から適用する。

2 第4条第1項は平成26年4月1日から適用する。

(平成26年12月20日評議員会決議)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、評議員会の議決の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。  
(平成28年12月9日評議員会決議)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、評議員会の議決の日から施行する。  
(令和2年3月19日評議員会決議)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、評議員会の議決の日から施行する。  
(令和7年3月17日評議員会決議)

別表第1（第3条関係）

非常勤役員	日 額	9,100円
評 議 員	日 額	9,100円

（別表第1改正 [平24・3・16, 令2・3・19]）

別表第2（第6条関係）

日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	鉄道運賃、船賃及び航空賃
3,000円	14,800円を超えない範囲で実際に支出した額	市川市の一般職員の9級に相当する額を超えない範囲で実際に支出した額